

# China Tax Monthly (中国税務月報)

2023年12月



## 違反行為に対する企業の自主開示税関制度はさらに緩和へ

### 概要

2023年10月8日、税関総署は、「違反行為の自主開示への対処法に関する公告」（税関総署公告2023年第127号、以下「127号公告」）を公布した。127号公告は2023年10月11日から2025年10月10日までの期間で行われる企業の自主開示申請に適用され、旧ルールである税関総署公告2022年第54号公告（以下「54号公告」）は同時に廃止された。

127号公告では、自主開示により延滞金、罰金の免除優遇措置を適用できる税関規定違反行為の適用範囲である加工貿易、輸出還付、検疫関連などのさらなる拡大、自主開示申告の適用対象期間を1年から2年に延長、税関へのロイヤリティ納税において連続的に自主開示制度を適用できるなど、納税者に有利な内容が新しく規定された。

中国税関は、既存の自主開示制度をより最適化し、企業の自主開示・自主申告行為を通じて企業自身の内部税関管理の規範化とコンプライアンスレベルの向上を図り、より良い中国ビジネス環境づくりに取り組んでいることが分かる。

### 背景

税関の「自主開示」制度は、輸出入企業が税関規定違反行為を税関に発見される前に自主的に税関に書面で開示し、税関の承認を経て、自主申告により過小納付税金を納付する。それによって、延滞金と罰金の減免など寛大な取り扱いを受けられる、税関管理モデルである。当該制度は、グローバルで適用される税関徴収管理慣行に沿ったものであり、企業に対して「信義誠実・遵法行為に利便を図り、信用喪失・違法行為を懲戒する」という中国税関の管理理念が表れている。

今回、中国ビジネス環境をより改善し、対外貿易の良質な発展を促進するために、税関総署は、127号公告を公布し、税関自主開示制度の内容をさらに調整した。

### 新旧政策の主な変更点

127号公告の主な変更点（廃止済みの54号公告と比較）は、下表のとおりである。

主な変更点	127号公告	54号公告（廃止済み）
<b>変更点1</b> ：自主開示制度の適用範囲の拡大	自主開示制度の適用範囲は、54号公告で規定された課税項目に関わる法規の違反行為から、輸出還付、加工貿易（保税品消耗量の申告値と実際値の差異問題）、税関統計、税関検疫管理などを含む7項目の税関管理に影響する行為にまで拡大された。	課税項目に関わる法規の違反行為のみが適用範囲

主な変更点	127号公告	54号公告（廃止済み）
<b>変更点 2：</b> 自主開示制度の適用期間の延長	<p>輸出入企業は以下のいずれかの場合に該当し、税関規定に違反した行為に対して税関に自主開示を行う場合、行政処罰を免除される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>違反行為の発生日から 6 カ月以内に税関に自主開示を行う場合。</li> <li>違反行為の発生日から 6 カ月を超えて 2 年以内に税関に自主開示し、かつ過小納付税額が納付すべき税額の 30%以下、または過小納付税額が 100 万元以下の場合。</li> <li>国の輸出税還付管理に影響する違反行為に対して、発生日から 6 カ月以内に税関に自主開示を行う場合。または 6 カ月を超えて 2 年以内に税関に自主開示するが、過大還付税額が還付すべき税額の 30%以下であるか、もしくは過大還付税額が 100 万元以下の場合。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税項目に関わる法規違反行為の発生日から 6 カ月以内。</li> <li>課税項目に関わる法規違反行為の発生日から 6 カ月を超えて 1 年以内に税関に自主開示を行い、かつ過小納付税額が納付すべき税額の 30%以下、または過小納付税額が 100 万元以下の場合。</li> </ul>
<b>変更点 3：</b> 延滞金免除の適用条件の緩和	輸出入企業による自主開示申請が税関に認められる場合、過小納付税金に関連する延滞金の減免を申請できる。	自主開示による延滞金の減免申請ができるものの、税関行政処罰対象外の違反行為のみに適用される。
<b>変更点 4：</b> 同一違反行為に関する自主開示制度の適用のさらなる緩和	<ul style="list-style-type: none"> <li>127 号公告では、1 年（連続 12 カ月）経過後、同一の税関規則違反行為に対する税関への 2 回目以降の自主開示が認められる。なお、同一の違反行為とは、同一性質、同一法規、同一項目に関わる違反行為のことを指す。</li> <li>同一貨物に基づいて権利者が被許諾者に付与された 1 回または数回の権利許可行為に対し、輸出入企業は税関に再度自主開示制度を適用できない。すなわち、同一貨物ではない場合、ロイヤリティ課税に関する自主開示制度の連続的な適用ができるようになった。</li> </ul>	同一税関法規違反行為に対し、輸出入企業の 2 回目以降の自主開示申請は、54 号公告の関連優遇規定を適用できない。

## KPMG のコメント

127 号公告の公布によって、税関自主開示制度の適用範囲、適用期間などがさらに緩和された。輸出入企業にとっては自主開示制度をより適用しやすくなり、関連の税関リスク低減、法令順守に伴うコスト削減などのメリットがより効果的に享受できると考えられる。

輸出入企業は、潜在的な違反行為を早期に発見するためにも、企業内部の税関コンプライアンス状況について定期的に自己検査を実施することを推奨する。特定した違反行為に対し、仮に自主開示・自主申告を実施する場合、発生しうる影響とリスクを見極めることが必要である。その上で、127 号公告に定められた延滞金と罰金などの行政罰の免除を適用できる条件を把握し、税関への自主開示と自主申告制度の運用を検討する必要がある。

税関自主開示・自主申告制度に関する詳細な内容と実務上の運用方法については、必要があれば関連の外部専門家に問い合わせください。

(MUFG BK 中国月報 2023 年 12 号に掲載)

## Contact us お問い合わせ先

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号中国華潤ビル 15 F

Tel: +86-755-2547-1198 E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com

© 2024 KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in China, is member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited ("KPMG International"), a private English company limited by guarantee. All rights reserved.